

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和6年9月13日

【会社名】 中国銀行股份有限公司
(Bank of China Limited)

【代表者の役職氏名】 会長 葛海蛟
(Ge Haijiao, Chairman)

【本店の所在の場所】 中華人民共和国 100818 北京市西城区復興門内大街1号
(No.1 Fuxingmen Nei Dajie, Xicheng District, Beijing
100818, People's Republic of China)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 藤田 元康

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
明治安田生命ビル10階
外国法共同事業法律事務所リンクレータース

【電話番号】 03 (6212) 1200

【事務連絡者氏名】 弁護士 宮下 公輔

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
明治安田生命ビル10階
外国法共同事業法律事務所リンクレータース

【電話番号】 03 (6212) 1200

【縦覧に供する場所】 該当なし

1【提出理由】

中国銀行股份有限公司（Bank of China Limited）（以下「当社」という。）は、令和6年8月19日付当社取締役会において、(1)当社の内部統制監査公認会計士等につき、普華永道中天會計師事務所（特殊普通合夥）（プライスウォーターハウスクーパース・ジョン・テン・エルエルピー、PricewaterhouseCoopers Zhong Tian LLP）の不再任及び安永華明會計師事務所（特殊普通合夥）（アーンスト・アンド・ヤング・ホワ・ミン・エルエルピー、Ernst & Young Hua Ming LLP）の選任に関する議案並びに(2)当社の財務書類監査公認会計士等につき、羅兵咸永道會計師事務所（プライスウォーターハウスクーパース、PricewaterhouseCoopers）の不再任及び安永會計師事務所（アーンスト・アンド・ヤング、Ernst & Young）の選任に関する議案を株主総会の目的とすることを決議したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第9号の4の規定に基づき、監査公認会計士等の異動について本臨時報告書を提出するものである。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

退任する内部統制監査公認会計士等の名称

普華永道中天會計師事務所（特殊普通合夥）
（プライスウォーターハウスクーパース・ジョン・テン・エルエルピー）
（PricewaterhouseCoopers Zhong Tian LLP）

就任する内部統制監査公認会計士等の名称

安永華明會計師事務所（特殊普通合夥）
（アーンスト・アンド・ヤング・ホワ・ミン・エルエルピー）
（Ernst & Young Hua Ming LLP）

退任する財務書類監査公認会計士等の名称

羅兵咸永道會計師事務所
（プライスウォーターハウスクーパース）
（PricewaterhouseCoopers）

就任する財務書類監査公認会計士等の名称

安永會計師事務所
（アーンスト・アンド・ヤング）
（Ernst & Young）

(2) 当該異動の年月日

令和6年9月24日（予定）

（注）当該監査公認会計士等の異動については、当社株主総会の審議及び承認を条件としており、株主総会で承認された日をもって効力を生じるものとされている。当該議案に関する当社株主総会は、令和6年9月24日に開催される予定である。

(3) 退任する監査公認会計士等が当該監査公認会計士等となった年月日

令和5年6月30日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当なし

(5) 当該異動の決定に至った理由及び経緯

当社は、会計事務所の選定及び契約に関する関連規則に従い、市場情報、慎重性の原則及び当社の事業上の必要性を考慮し、公募手続を行った後、当該評価結果に基づき、2024年度の国内監査人及び内部統制に関する社外監査人として安永華明会計師事務所（特殊普通合夥）を、国際監査人として安永会計師事務所を、それぞれ選任することを提案した。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する異動監査公認会計士等の意見

退任する監査公認会計士等は、2024年8月19日の取締役会決議の日時点で当社の監査公認会計士等の異動について株主に報告すべき事項はないことを確認している。なお、退任する監査公認会計士等との協議の結果、退任する監査公認会計士等は本異動について異議を申し立てなかった。

(7) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）の意見

当社の監査委員会は、安永華明会計師事務所（特殊普通合夥）及び安永会計師事務所の専門的能力、投資家保護能力、誠実性の状況及び独立性を十分に理解し検討した結果、両事務所は当社に対し監査サービスを提供するための要件を満たすことができ、かつ、当社の監査公認会計士等を変更する理由は十分かつ適切であると判断している。当社の監査委員会は、2024年第6回監査委員会において、「2024年度社外監査役の選任及び報酬に関する議案」を審議及び承認し、2024年度の国内監査人及び内部統制に関する社外監査人として安永華明会計師事務所（特殊普通合夥）を、国際監査人として安永会計師事務所を、それぞれ選任することを推奨し、取締役会に付議することに同意した。

以上